

具体的な寄付金の使い道

- ・沿道警備などの観光客の安全対策
- ・博多の伝統文化や歴史を国内外へ広く発信
- ・デジタル技術の導入など、新しい企画やサービス創出の取り組み

寄付のメリット

所得税・住民税の控除を受けられる

寄付金のうち2,000円を超える部分は、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます

寄付額に応じて返礼品を進呈

10,000円以上の寄付者(個人)に、100種類以上の福岡市の名産品や伝統工芸品の中からお選びいただけます



返礼品をチェック!

左下の二次元コード▶福岡市ふるさと納税特設サイト

【お知らせ】総務省からの通知を受けて、福岡市に居住されている方からの寄付に対する返礼品の送付は行っておりません。

お申し込みはインターネット、またはお電話で

インターネットによるお申し込み

福岡市ふるさと納税特設サイト



※寄付金の使い道で、「どんたく・山笠を応援」を選択してください

お電話によるお申し込み

JTBふるさと納税コールセンター
☎0120-559-692

9時00分～18時00分(平日) 10時00分～17時00分(土日祝日)
年中無休(ただし1月1日～1月3日を除く)
後日、郵便局の払込書をお送りします

寄付の受け付け・手続き、その他の寄付についてのお問い合わせや詳細

JTBふるさと納税コールセンター
TEL:0120-559-692 ふくおか応援寄付HPはこちら→



個人住民税の寄附金税控除に関する事のお問い合わせや詳細

お住まいの地区を管轄する税務署、市区町村役場へお尋ねください(福岡市にお住まいの方は、各区役所の課税課まで)